

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和2年10月6日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	3番 松尾 清敏
4番 森本 豊	8番 山本 千恵子
9番 井上 和也	10番 田中 安弘
11番 森島 隆詞	15番 山本 功
16番 杉嶋 秀美	17番 新司 吉行
18番 岩井 三郎	19番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

5番 藤村 絹子	7番 草嶋 邦子
----------	----------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	12番 米澤 貞幸
13番 中村 正	14番 田中 吉照

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

6番 中川 茂成

事務局	上村 篤司
	西置 雄一
	植山 さゆみ

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	令和2年度農用地利用集積計画（第6次）の決定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

8、署名委員

8番 山本 千恵子	9番 井上 和也
-----------	----------

9、閉会の日時 令和2年10月6日午後2時20分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第10回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中12名であり、過半数以上の出席がありますので農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

今年も、早や収穫の時期を迎えることになりましたが、稲刈りの予定をされている委員の皆様には何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

稲刈りの真っ最中であり、次台風が来るという予想もありますので、本日はできるだけ速やかに委員会総会を終わらせたいと思いますので、皆さんよろしくお願ひします。

本日の署名委員は、8番山本千恵子委員、9番井上和也委員のお二人にお願いいたします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局、議案の提案及び説明を願ひます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。議案書の1ページをお開きください。1番でございます。

[提案説明]

場所については3ページの地図のとおりです。

続きまして1ページに戻っていただきまして、2番でございます。

[提案説明]

場所については4ページ及び5ページの地図のとおりでございます。

1ページに戻っていただきまして、3番でございます。

[提案説明]

場所については6ページの地図のとおりです。

2ページをご覧いただきまして、4番でございます。

[提案説明]

場所については7ページの地図のとおりです。

1番、3番及び4番の譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

2番については、8月24日に法務局が山林から畑に現地調査の上、地目変更がされており、今後も竹林として管理していくということで、軽トラックも2台所有されており、農作業従事日数につきまして問題ないものと思われまふ。

また、1番から4番の土地につきましては、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。以上、よろしくお願ひします。

議 長 1 番、及び 2 番については、地区担当委員の田中委員が現地確認を行っておりますので、田中委員から補足説明をお願いします。

田 中 10 番、田中です。
ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、9 月 18 日、上村局長と申請のありました 1 番と 2 番の現地を確認しました。
1 番は、農地として適正に管理されておりました。
2 番については竹林で畑として管理がされており、1 番、2 番については今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
3 番については、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておりますので、藤村委員からの補足説明文を事務局代読をお願いします。

事務局 それでは 3 番につきまして、藤村委員から現地確認した分につきまして、文書をいただいておりますので、代読させていただきます。
事務局より提案説明のありましたとおり、9 月 18 日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。
現地は農地として適正に管理されており、譲受人は、隣接の農地所有者で、今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。
4 番については、地区担当委員の岩井副会長が現地確認を行っておりますので、岩井副会長から補足説明をお願いします。

岩 井 18 番岩井です。
ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、9 月 17 日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。
現地は農地として適正に管理されており、作物は水稻でした。
今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何か、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
それでは、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第1号については許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
を議題とします。
事務局、議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
でございます。

8ページをお開きください。1番でございます。

[提案説明]

場所については9ページの地図のとおりです。

8ページに戻っていただきまして、2番でございます。

[提案説明]

場所については10ページの地図のとおりです。

本件につきましては、この夏の豪雨災害で隣接の山が崩れ、緊急措置としてその土砂
を本件土地に仮置きしており、その分については、その旨の理由書が添付されております
ので問題ないものと考えます。

1番及び2番の立地基準につきましては、農用区域内にある農地以外の農地であって、
中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い
農地等で、第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地
の営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相
当と考えております。以上です。

議 長 1番については、地区担当委員の山本功委員が現地確認を行っておりますので、山本
委員から補足説明をお願いします。

山 本 15番、山本です。ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、9月17日、
上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は調整区域の農用外であります。国道163号線の拡幅工事用地の隣接地で工事
施工ヤードとして工事期間借りるということで、隣接地に農地はなく、影響もないこと
から地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

2番については、地区担当委員の草嶋委員が現地確認を行っておりますので、草嶋委員からの補足説明文を事務局代読をお願いします。

事務局 それでは2番につきまして、草嶋委員から現地確認した分につきまして、文書をいただいておりますので、代読させていただきます。

事務局より提案説明のありましたとおり、10月2日に上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は野菜作りをして管理されておりました。

災害に関する理由書も提出されており、露天駐車場として転用するにあたり、隣接地への影響もなく地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、議案について審議をお願いいたします。何か異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。

議案第2号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第3号、令和2年度農用地利用集積計画（第6次）の決定について、を議題とします。

1番ですが、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、森本委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

それでは事務局、1番の議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第3号、11ページをご覧ください。

令和2年度農用地利用集積計画（第6次）の決定について、精華町長より農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

12ページをお開きください。1番でございます。

[提案説明]

場所については14ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 それでは本件について、審議をお願いいたします。
何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号1番についての計画は決定いたしました。
森本委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 森本委員にお伝えします。議案第3号1番は決定いたしました。
続きまして事務局より2番の提案及び説明を願います。

事務局 2番でございます。

[提案説明]

場所については16ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 それでは本件について、審議をお願いいたします。
何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
それでは計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号2番についての計画は決定いたしました。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を
事務局より報告願います。

事務局 それでは17ページをお開きください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

[内容報告]

場所については次ページの地図のとおりです。以上です。

議 長 質問等ございませんでしょうか。

議 長 なければ報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を事務局より報告願います。

事務局 それでは19ページをお開きください。
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
1番でございます。
〔 内容報告 〕
場所については次ページの地図のとおりです。以上です。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんでしょうか。

議 長 なければ報告第2号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

<その他>

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
11月5日木曜日午後1時30分に開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。
それでは、次回の総会を11月5日木曜日午後1時30分と決定いたします。
後日、開催については文書で通知いたします。
これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。
これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時20分